

## 令和6年度行政監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和6年度行政監査実施計画を次のとおり定める。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく事務の執行に関する監査  
(中野区監査委員監査基準第16条第3項の規定に基づく行政監査)

### 第2 監査の対象

#### 1 監査のテーマ

震災に備えた防災備蓄品等の管理状況及び啓発、災害対応力向上の取組状況について

#### 2 対象事務

中野区地域防災計画における震災予防計画及び震災応急対策計画のうち、災害備蓄品及び災害資機材の整備・管理に関する事務、情報連携、提供及び啓発に関する事務、避難所運営に関する事務、訓練等災害対応力の向上に関する事務

#### 3 対象部局(課)

対象事務に掲げる事務を執行している部局(課)

### 第3 監査の期間

令和6年11月13日(水)から令和7年3月26日(水)まで

### 第4 監査の基本方針

近い将来には首都直下地震、南海トラフ地震の発生が予想されており広範囲にわたり甚大な被害が想定されていることから、災害対策の重要性が高まっている。

災害に対しては、日頃からの備えが重要であり、区民の安全安心に直結する重要な取組みとして、食料品や生活必需品等の適切かつ速やかな供給、災害対策資機材の迅速な稼働及び実施体制の確保が挙げられる。本区においては、「中野区地域防災計画」に基づき、備蓄体制等の対応力強化を推進することとしている。

そこで、地域防災計画に基づいた物資の備蓄や管理の状況、災害時における体制の確保、区民への啓発等について、区の実態を把握・検証することにより、震災への備えが適切に行われているかを目的に監査を実施する。

## 第5 監査の着眼点

- 1 備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われているか。
- 2 災害対策資機材等は計画的かつ適切に保管され、災害時に活用できるよう管理されているか。
- 3 避難所運営は災害時に備えた体制が図られているか。
- 4 防災情報について区民及び関係者への啓発、周知が図られているか。
- 5 訓練等による災害時行動力の維持向上、人材の育成が進んでいるか。
- 6 震災に備えた関係者等との協力連携が進んでいるか。

## 第6 監査実施方法

- 1 書面監査  
関係部局（課）に対して調査票及び関係資料の提出を求め実施する。
- 2 実地監査  
必要に応じて実施案件を選定し、現地にて関係課からの説明を受け実施する。
- 3 事情聴取  
必要に応じて、関係課から事情聴取する。

## 第7 監査の実施場所

監査事務局ほか

## 第8 監査の日程

実施計画決定	※ 11月13日（水）
監査実施通知	11月13日（水）
細目通知	11月14日（木）
書面監査開始	12月12日（木）
書面監査終了	1月15日（水）
問題点検討	※ 2月 5日（水）
報告素案（講評内容）検討	※ 2月12日（水）
報告素案（講評内容）決定	※ 2月19日（水）
講評、報告（案）検討	※ 2月26日（水）
報告（案）検討	※ 3月 5日（水）
報告（案）検討	※ 3月12日（水）
報告決定	※ 3月26日（水）
区長提出、公表	※ 3月26日（水）

（※ 監査委員協議会開催予定）